

富山県警察顧問弁護士運用要綱の制定について(例規通達)

司法制度改革に伴う訴訟社会の進展など警察を取り巻く環境が大きく変化する中、警察業務に係わる法律的疑義、争訟事案等への対応に当たり、弁護士を活用して、迅速、適正に処理するため、別添のとおり「富山県警察顧問弁護士運用要綱」を制定し、平成 17 年 10 月 1 日から施行することとしたので、効果的に運用されたい。

別添

富山県警察顧問弁護士運用要綱

第1 趣旨

この要綱は、富山県警察顧問弁護士(以下「顧問弁護士」という。)の運用に関し、必要な事項を定めるものとする。

第2 定義

この要綱において、顧問弁護士とは、富山県警察本部長(以下「本部長」という。)が委嘱した弁護士をいう。

第3 職務

顧問弁護士は、依頼に応じて、次の各号に掲げる事項について指導及び助言を行うものとする。

- (1) 法律的疑義等に関する事項
- (2) 争訟事件に発展するおそれのある事案

第4 指導、助言等の手続

- 1 富山県警察本部の課長、室長、隊長、所長及びセンター長並びに警察署長(以下「所属長」という。)は、第3に掲げる事項について、顧問弁護士の指導、助言を受けようとするときは、刑事部刑事企画課長(以下「刑事企画課長」という。)に連絡するものとする。
- 2 刑事企画課長は、前項の連絡を受けたときは、顧問弁護士と協議の上、助言を受ける日時、場所等を決定し、当該所属長に連絡するものとする。
- 3 刑事企画課長は、顧問弁護士相談簿(別記様式第1)を備え付け、記録しておくものとする。

第5 事務処理

顧問弁護士に関する事務は、刑事部刑事企画課において行うものとする。

第6 細則

この要綱に定めるもののほか、顧問弁護士の運用に関し必要な事項は、刑事企画課長が定める。

※ 別記様式は省略